

2020年10月1日

株式会社ファミリーネット・ジャパン
(代理事業者 住友林業株式会社)

「電気需給約款[スミリンでんき]」に付随する「スミリンでんき料金表」の変更について

平素より、当社の電力サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当社では「電気需給約款[スミリンでんき]」に付随する「スミリンでんき料金表(北海道)」、「スミリンでんき料金表(中部)」、「スミリンでんき料金表(北陸)」、「スミリンでんき料金表(関西)」および「スミリンでんき料金表(中国)」について、内容を変更させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

以下に変更箇所を掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

変更は2020年11月1日(日)より実施させていただきます。

■変更箇所

| スミリンでんき料金表(北海道)[一般家庭向けプラン、店舗・事務所向けプラン] | | | | | |
|--|------------------------------------|--------|---|------------------------------------|---------------|
| 変更前 | | | 変更後 | | |
| 4(4)口 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | | | |
| 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 23円98銭 | 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>23円97銭</u> |
| | 120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき | 30円27銭 | | 120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき | <u>30円26銭</u> |
| | 280キロワット時をこえる1キロワット時につき | 33円99銭 | | 280キロワット時をこえる1キロワット時につき | <u>33円98銭</u> |
| 5(4)口 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | | | |
| 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 23円98銭 | 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>23円97銭</u> |
| | 120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき | 30円27銭 | | 120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき | <u>30円26銭</u> |
| | 280キロワット時をこえる1キロワット時につき | 33円99銭 | | 280キロワット時をこえる1キロワット時につき | <u>33円98銭</u> |
| 附則(実施期日) この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。 | | | 附則(実施期日) この料金表は、 <u>2020年11月1日から実施し、検針日が2020年11月1日以降となる電気料金から適用</u> いたします。 | | |

| スミリンでんき料金表(中部)[一般家庭向けプラン、店舗・事務所向けプラン] | | | | | |
|--|---------------------------|--------|-------------|---------------------------|---------------|
| 変更前 | | | 変更後 | | |
| 4(4)口 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | | | |
| 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 21円07銭 | 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>21円04銭</u> |

| | | | | | |
|---|---|------------|---|---|-------------------|
| | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 54 銭 | | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | <u>25 円 51 銭</u> |
| | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 49 銭 | | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | <u>28 円 46 銭</u> |
| 4(4)ニ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金(燃料費調整額含む)の合計からハによって算定された割引料金を差し引いた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金およびこの料金表の別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 | | | 4(4)ニ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金(燃料費調整額含む)の合計からハによって算定された割引料金を差し引いた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金およびこの料金表の別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 | | |
| 1 契約につき | | 258 円 50 銭 | 1 契約につき | | <u>258 円 24 銭</u> |
| 5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | 5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | |
| 電力量料金単価 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 07 銭 | 電力量料金単価 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | <u>21 円 04 銭</u> |
| | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 54 銭 | | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | <u>25 円 51 銭</u> |
| | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 49 銭 | | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | <u>28 円 46 銭</u> |
| 附則(実施期日) この料金表は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。 | | | 附則(実施期日) この料金表は、 <u>2020 年 11 月 1 日から実施し、検針日が 2020 年 11 月 1 日以降となる電気料金から適用</u> いたします。 | | |

| スマリンでんき料金表(北陸) [一般家庭向けプラン、店舗・事務所向けプラン] | | | | | |
|---|---|-----------|---|---|------------------|
| 変更前 | | | 変更後 | | |
| 4(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | 4(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | |
| 電力量料金単価 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 85 銭 | 電力量料金単価 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | <u>17 円 84 銭</u> |
| | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 74 銭 | | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | <u>21 円 73 銭</u> |
| | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 23 円 45 銭 | | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | <u>23 円 44 銭</u> |
| 4(4)ニ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金(燃料費調整額含む)との合計からハによって算定された割引料金を差し引いた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金およびこの料金表の別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー | | | 4(4)ニ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金(燃料費調整額含む)との合計からハによって算定された割引料金を差し引いた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金およびこの料金表の別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー | | |

| | | | | | |
|--|---|------------|--|---|-------------------|
| 一発電促進賦課金の合計といたします。 | | | 一発電促進賦課金の合計といたします。 | | |
| 1契約につき | | 181 円 39 銭 | 1契約につき | | <u>181 円 30 銭</u> |
| 5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | 5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | |
| 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キ ロワット時につき | 17 円 85 銭 | 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キ ロワット時につき | <u>17 円 84 銭</u> |
| | 120 キロワット時をこえ 300 キロワ ット時までの1キロワット時につき | 21 円 74 銭 | | 120 キロワット時をこえ 300 キロワ ット時までの1キロワット時につき | <u>21 円 73 銭</u> |
| | 300 キロワット時をこえる 1 キロワ ット時につき | 23 円 45 銭 | | 300 キロワット時をこえる 1 キロワ ット時につき | <u>23 円 44 銭</u> |
| 附則(実施期日) この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。 | | | 附則(実施期日) この料金表は、 <u>2020年11月1日から実施し、検針日が2020年 11月1日以降となる電気料金から適用</u> いたします。 | | |

| スマリンでんき料金表(関西)[一般家庭向けプラン、店舗・事務所向けプラン] | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|-------------------|--|------------------|
| 変更前 | | | 変更後 | | | | |
| 4(4)イ 最低料金および電力量料金 最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | 4(4)イ 最低料金および電力量料金 最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | | |
| 最低料金 | 1契約につき最初の15キロワッ ト時まで | 341 円 02 銭 | 最低料金 | 1契約につき最初の15キロワッ ト時まで | <u>341 円 01 銭</u> | | |
| | 電力量料 金単価 | 15キロワット時をこえ120キロワ ット時までの1キロワット時につ き | | 20 円 32 銭 | 電力量料 金単価 | 15キロワット時をこえ120キロワ ット時までの1キロワット時につ き | <u>20 円 31 銭</u> |
| | | 120キロワット時をこえ300キロ ワット時までの1キロワット時につ き | | 25 円 80 銭 | | 120キロワット時をこえ300キロ ワット時までの1キロワット時につ き | <u>25 円 71 銭</u> |
| | 300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき | 29 円 29 銭 | | 300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき | <u>28 円 70 銭</u> | | |
| 5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | 5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 | | | | |
| 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キ ロワット時につき | 17 円 92 銭 | 電力量料 金単価 | 最初の120キロワット時までの1キ ロワット時につき | <u>17 円 91 銭</u> | | |
| | 120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につき | 21 円 21 銭 | | 120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につき | <u>21 円 12 銭</u> | | |
| | 300キロワット時をこえる1キロワ ット時につき | 24 円 21 銭 | | 300キロワット時をこえる1キロワ ット時につき | <u>23 円 63 銭</u> | | |
| 附則(実施期日) この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。 | | | 附則(実施期日) この料金表は、 <u>2020年11月1日から実施し、検針日が2020年 11月1日以降となる電気料金から適用</u> いたします。 | | | | |

| スミリンでんき料金表(中国)[一般家庭向けプラン、店舗・事務所向けプラン] | | | |
|--|---|--|-------------------|
| 変更前 | | 変更後 | |
| 4(4)イ 最低料金および電力量料金 最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 | | 4(4)イ 最低料金および電力量料金 最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 | |
| 最低料金 | 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで | 337 円 37 銭 | |
| 電力量料金単価 | 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 20 円 79 銭 | <u>336 円 87 銭</u> |
| | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 27 円 47 銭 | <u>20 円 76 銭</u> |
| | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 29 円 59 銭 | <u>27 円 44 銭</u> |
| | | | <u>29 円 56 銭</u> |
| 5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 | | 5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 | |
| 電力量料金単価 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 10 銭 | <u>18 円 07 銭</u> |
| | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 24 円 19 銭 | <u>24 円 16 銭</u> |
| | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 26 円 06 銭 | <u>26 円 03 銭</u> |
| 附則(実施期日) この料金表は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。 | | 附則(実施期日) この料金表は、 <u>2020 年 11 月 1 日から実施し、検針日が 2020 年 11 月 1 日以降となる電気料金から適用</u> いたします。 | |

| スミリンでんき料金表(エリア共通)[動力プラン] | | | |
|--|-----------|--|--------------------------------------|
| 変更前 | | 変更後 | |
| 5(2) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 ピーク時間、オフ時間、夜間時間共通(消費税等相当額含む) | | 5(2) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 ピーク時間、オフ時間、夜間時間共通(消費税等相当額含む) | |
| 1 キロワット時につき | 夏季料金 | 冬季料金 その他季料金 | |
| 北海道電力ネットワーク管内 | 17 円 68 銭 | | <u>17 円 67 銭</u> |
| 東北電力ネットワーク管内 | 15 円 95 銭 | 14 円 50 銭 | 15 円 95 銭 14 円 50 銭 |
| 東京電力パワーグリッド管内 | 17 円 37 銭 | 15 円 80 銭 | 17 円 37 銭 15 円 80 銭 |
| 北陸電力送配電管内 | 12 円 16 銭 | 11 円 10 銭 | <u>12 円 15 銭</u> <u>11 円 09 銭</u> |
| 中部電力パワーグリッド管内 | 17 円 04 銭 | 15 円 49 銭 | <u>17 円 01 銭</u> <u>15 円 46 銭</u> |
| 関西電力送配電管内 | 14 円 62 銭 | 13 円 13 銭 | <u>14 円 43 銭</u> <u>12 円 95 銭</u> |

| | | | | | |
|---|-----------|-----------|---|------------------|------------------|
| 中国電力ネットワーク管内 | 15 円 04 銭 | 13 円 75 銭 | 中国電力ネットワーク管内 | <u>15 円 01 銭</u> | <u>13 円 72 銭</u> |
| 四国電力送配電管内 | 15 円 80 銭 | 14 円 36 銭 | 四国電力送配電管内 | 15 円 80 銭 | 14 円 36 銭 |
| 九州電力送配電管内 | 17 円 12 銭 | 15 円 43 銭 | 九州電力送配電管内 | 17 円 12 銭 | 15 円 43 銭 |
| <p>附則 1 実施期日 この供給条件は、2020 年 4 月 1 日から実施いたします。</p> | | | <p>附則 1 実施期日 この料金表は、<u>2020 年 11 月 1 日から実施し、検針日が 2020 年 11 月 1 日以降となる電気料金から適用</u>いたします。</p> | | |

以上